

○委員

障がい者作業所で今一番困っているのは作業所での仕事の確保である。その中でも精神障がい者は一緒に働いていても、知的障がい者に弾き飛ばされる傾向がある。

保護者の側も段々高齢者になって、段々組織が弱体していくことが悩みである。

○事務局

お金になる仕事というのは質と量と、きちんと納入しなければならないが、個別の施設では難しいという状況もあり、障がい者就労事業振興センターを9月1日に松江と浜田に設置した。今後就労系の事業所の皆さんとの共通の営業窓口として、受注調整や受注確保をやっていただくことを検討している。例えば共通の商品の開発やセンターでの一括受注などの活動をしていただこうと考えている。

○委員

地域生活への移行については、グループホーム・ケアホームの整備が遅れているために、地域移行が進んでいない圏域があるという説明があった。全般的に見れば進んでいるということだが、明らかに石見のほうは非常に低い。どういう形で進めていくかとされているのか。

施設入所者の地域生活へ移行ということだが、施設から出たら地域生活だということではなくて、地域の中で自治会に入ついろいろなことをやるとか、入所施設の中で地域との関わりをどういうふうにするのかという視点を持つことも大事である。

障がい者の方の権利条約の問題とか、虐待の問題とかあるが、やはり問題なのは第三者委員会。これが全然ないというのは、非常に問題だと思う。

今日の協議会の資料は市町村にどういう時期にどういう形で示されるのか。

人材育成について。私の今いる市でも、福祉事務所の人がコロコロ変わる。他の市町村では専門的な職員をどんどん育成されているところがあると思うが、市によっては、また町村によってはなかなかされていないところもある。以前、県の福祉事務所があったときには、県と市町村との連携の中で一緒に圏域の中で考えていくというスタイルがあったが、今は県の福祉事務所がない。県と市町村の間に何かそういうシステム的なものを既にされているのか、その辺の考えがあるのか、お聞きしたい。

○事務局

地域移行ということと、新体系移行ということは密接な関わりがあり、新体系移行をされるところでは入所定員を絞って個室化等をされながら、一方ではケアホーム、グループホームの受け皿をつくられるという形で移行を進めている。各圏域でばらつきがあるのも、実はその新体系移行の時期がどうかというところがかなり影響している。平成23年度が経過措置の期限なので、現在、基盤整備事業で1施設あたり最高2,000万円を使って新体系移行の準備をしている。我々も各圏域・各事業所に出向いて、助言しながら進めているところである。委員が言われたように、ただ単にグループホーム、ケアホームを作つて出ればいいということではなくて、入所であろうが、グループホーム、ケアホームであろうが、その方々の生活の質、地域の中でどんな関わりを持たれるかということが重要という認識は持っている。

市町村担当者の人材育成のあり方がどうかというご指摘があった。県の福祉事務所がなくなり、基本的な組み立てが市町村に第一線になっていただくという形になったので、市町村の責任は重大だということになるのだと思うが、その一方で行政の職員であるから人事異動も伴う中で、継続性やサービスの充実をどうするかというのは、これからもずっとやっていかなければいけない。

各市町村には市町村自立支援協議会を設けていただきたいと思っている。そして上手く回転させていただくために、県はアドバイザーの派遣をする取り組みもしている。また、今後は市町村の自立支援協議会に関わられる皆さん方の研修の場なども充実していきたいと考えている。

市町村への情報提供に関しては、この協議会での審議状況はホームページ等を通じて公表すると計画にもうたっているので、今日の審議状況を取りまとめた時点で市町村にも発信はしていきたい。

現在県内の法人で第三者評価を実施しているのは、保育所が8箇所と報告を受けている。それ以外はまだ評価をされたところはないが、地域福祉課とも確認をとって、今後の進め方を考えていきたい。

第三者評価というシステムは設けられたが、まだ島根県では保育所ぐらいしか実績がない。高齢者施設は数がたくさんあるが、障がい者の施設は数が少ないので圏域に1つ2つとか、必ずしもその圏域の中で競争的な関係ができていないということがあって、今ひとつインセンティブが働かないということではないかと思う。いずれにしても一般的に、評価を受けることのインセンティブをどう付与していくのかということも課題になるのではないかということは思っている。

○委員

いわゆる障がい児施設だけに障がい児がいる訳ではなくて、他の施設でも障がい児はおられる。特に児童の問題というのは大人の問題でもあるので、何らかのシステムを連携して作っていかれるという、本当に大事な部分を島根県が取り組むことが大事である。

○委員

県からは、研修会やいろいろな説明会、もしくは圏域に来ていただいた意見交換もあり、その際にいろいろな資料・情報提供があり、意見の表明や要望もさせていただいている。できればこういった会の傍聴に市町村を呼んでいただき、活発な意見、皆さんの意見を聞いて交流すればよいのではと感じている。

○委員

入所できないケースはそれぞれにどのくらい把握しているか。知的障がいとか身体障がい者で、家庭で待っている方、あるいは家庭で暮らしておられる方がどの程度あるか。

第三者評価を受けてるのは保育所関係だけだが、保育所はなかなか行きたい保育所の選択が難しいということと、特にこの障がい施設については入れるところをやっと見つけるということで、選択の余地がない。これから希望する人が希望の施設に入られるようになれば第三者評価も必要な時代が来るのではないかと思っている。

○事務局

入所待機者については、手元に資料を持ち合わせていないので確実に申し上げ兼ねるが、傾向としては身体障がい者系、特に旧身体障がい者療護施設という、重度の身体障がい者に入る施設については非常にたくさんの待機者がいるという状況である。他の施設などについては地域的には偏在があるが、地域を限定しないのであれば早々待たずに入れるような状況ではないかと記憶している。

○委員

第三者評価というのは、その施設へ行って通信簿を付けるような話ではなくて、評価委員と施設との相互性の問題であって、施設側と一緒に考えていくことが第三者評価だと思っているので、ペーパーはなるべく少ないほうがいいと思う。紙になればなるほど、義務のことになると思う。

○委員

私が一番問題にしているのは就労で、障がい者ができる仕事をとにかく探して欲しい。

○委員

最近知的障がい者の特に高等部の生徒が急増している。これは全国的な傾向である。

知的障がいの子どもたちの高等部卒業後の一般就労は大変厳しい状況になっている。しかも福祉施設から一般就労への移行という計画があがっているので、更にこの方々との競合がある。元々パイが少なく、障がい者の就労する場が限られている中で、知的障がいの子どもたちが増えている。この子どもたちの卒業していく場が非常に限られている。

一般就労がなかなか難しい子は就労継続支援A型、就労継続支援B型を目指す訳だが、出雲の場合はかなり厳しい状況におかれている。

○事務局

工賃の向上ということにも結びつくが、いろいろな障がいの方でも就労していただけるような内容の仕事を見つけ出す、あるいは新たに作り出すことが今後必要だと思う。何でもとにかく仕事に就けばいいのだということではなくて、仕事をされる以上少しでも付加価値の高い、工賃の高い就労がこれからはより必要になってくると思う。

そういう願いも込めて、目的も持つて、障がい者就労事業振興センターをこの9月1日にスタートしたが、このセンターで仕事の開発、職の確保に取り組んでいきたい。県の中でも商工労働部と連携し、あるいは更に国の労働局、ハローワークなどの支援もいただきながら努力をしていきたい。

○委員

障がいの方の家族も高齢化が進んでいく中で、徐々に成年後見を使わないといけないのではないかという方が出てきている。後見センターとかあるが、段々受け皿が今後厳しくなってくるのではないかという気がしている。今から準備しておいていかないと、たぶん将来的にその後見を受けていただく方が非常に難しくなってくるのではないかと思っているので、機会があれば検討していただきたい。